

工場・事業場排水と 公共下水道



運転開始当初（昭和 52 年頃）の長岡中央浄化センターと信濃川

長岡市土木部下水道課

長岡の豊かな自然を守ることと快適で住みよい環境づくりをめざして、長岡市では公共下水道を整備してまいりました。

長岡市の汚水処理人口普及率は、令和元年には約 97%を超えており、家庭排水・工場排水のほとんどが浄化処理されるようになっていました。しかし、これで自然環境への汚染問題が解決したわけではありません。現在の水処理のシステムは生活排水を対象としたものであり、工場からの排水を完全に処理することは困難です。

そこで、快適な水環境の実現のためには、有害物質の流出防止や排水の水質改善など、事業者の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

このパンフレットは、工場や事業場の皆様に、公共下水道をご理解いただくとともに、正しくご利用いただくためのルールを説明したものです。

もくじ

1	規制を受ける項目と公共下水道に対する影響	… 2
2	下水排除基準とは	… 3
3	下水排除基準に適合させるためには	… 3
4	特定施設とは	… 4
5	届出について	… 4
6	水質管理責任者の業務	… 5
7	水質測定の義務	… 5
8	立入検査、改善命令等	… 5
9	水質事故とは	… 6
10	報告の義務	… 6
表	長岡市下水道排除基準	… 7
表	水質測定の頻度	… 8
表	下水道法の特定施設一覧	… 9
表	各種届出一覧	…16

公共下水道へ流してはいけない排水があります

1. 規制を受ける項目と公共下水道に対する影響

各家庭や工場からの排水は、下水管を介して下水処理場に到達し、微生物による浄化処理を受けて、河川に放流されます。

この下水管を含めた施設の維持管理と、放流先の河川の水質保全の観点から、下記の項目について水質規制が行われています。

規制を受ける項目	公共下水道に対する影響
水素イオン濃度 (pH)	<ul style="list-style-type: none">• 下水道施設を腐食に影響します。• 異常値の場合、他の排水と混合すると有害ガスが発生することがあります。
生物化学的酸素要求量 (BOD) ※有機物量の指標	<ul style="list-style-type: none">• 高濃度になると下水処理場の機能が低下します。
浮遊物質 (SS) ※固形物量の指標	<ul style="list-style-type: none">• 下水管をつまらせます。
ノルマルヘキサン抽出物質 ※油脂類の量の指標	<ul style="list-style-type: none">• 下水管をつまらせます。• 火災の危険があります。
窒素、リン	<ul style="list-style-type: none">• 高濃度になると下水処理場の機能が低下します。
シアン	<ul style="list-style-type: none">• 下水管内の作業を危険にします。• 下水処理場の生物処理の機能を低下させます。
有機リン、PCB、重金属類等	<ul style="list-style-type: none">• 下水処理場の生物処理の機能を低下させます。• 発生した汚泥の処理・処分を困難にします。
揮発性有機化合物等	<ul style="list-style-type: none">• 下水管内の作業を危険にします。• 下水処理場の生物処理の機能を低下させます。
フェノール類	<ul style="list-style-type: none">• 下水処理場の生物処理の機能を低下させます。
よう素消費量	<ul style="list-style-type: none">• 下水道施設を腐食に影響します。• 硫化水素ガスが発生し管内作業が危険になります。
温度	<ul style="list-style-type: none">• ガスの発生等で下水管内の作業を危険にします。

下水排除基準に適合しない排水を流さないでください

2. 下水排除基準とは

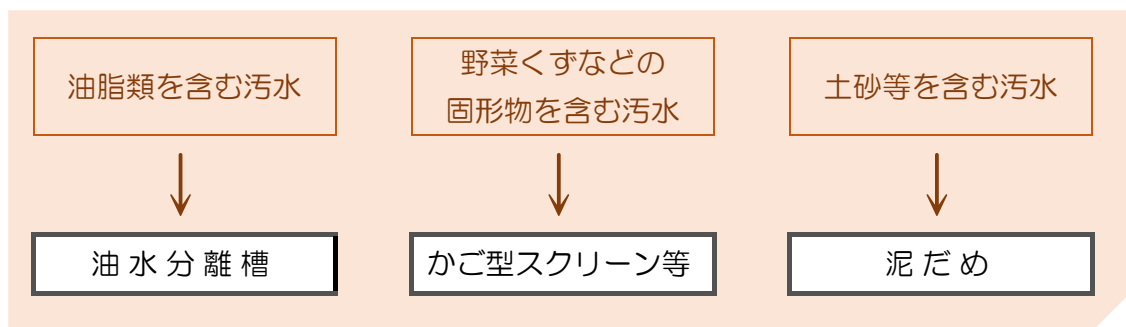
下水排除基準とは、規制の対象となる41項目で、公共下水道に排水することができる濃度等の基準を示したものです（7ページ参照）。

水質汚濁防止法の基準値とほぼ同じ数値ですが、下水道施設の保全のための項目が加えられています。また、下水処理場で処理できる項目については、規制しないか基準値を緩く設定しています。

なお、この基準は、公共下水道を使用するすべての工場や事業場等に適用されます。

3. 下水排除基準に適合させるためには

排水管や下水管の目詰まり及び下水処理への障害を防ぐため、次のような簡易な施設を設置してください。

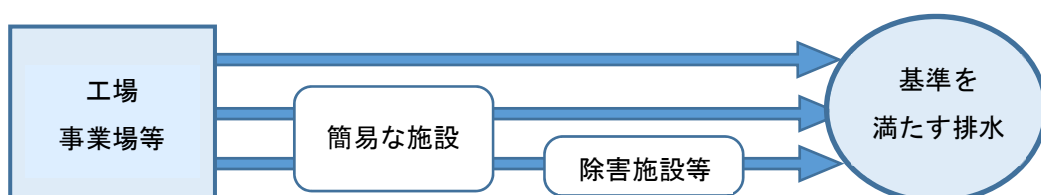


さらに、工場や事業場等からの排水を下水排除基準に適合させるためには、まず次のことを検討してください。

- (1) 製造方法、工程を工夫する。
- (2) 薬品、原材料の使用方法を工夫する。使用量を削減する。
- (3) 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

これらの方法によっても排水を下水排除基準に適合できない場合には、除害施設等を設置して排水処理を行う必要があります。

除害施設等とは、酸やアルカリを中和するための中和や、有機物を分解するための生物処理、重金属類を凝集沈でんさせるための槽や薬注施設等一連のものをいいます。



4. 特定施設とは

工場等の作業工程の中で汚水などを排出する可能性のある施設のうち、法律で指定されたものを「特定施設」といいます。下水道法では、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に定められたものを準用しています（9～15 ページ参照）。なお、特定施設を設置している工場又は事業場を、「特定事業場」といいます。

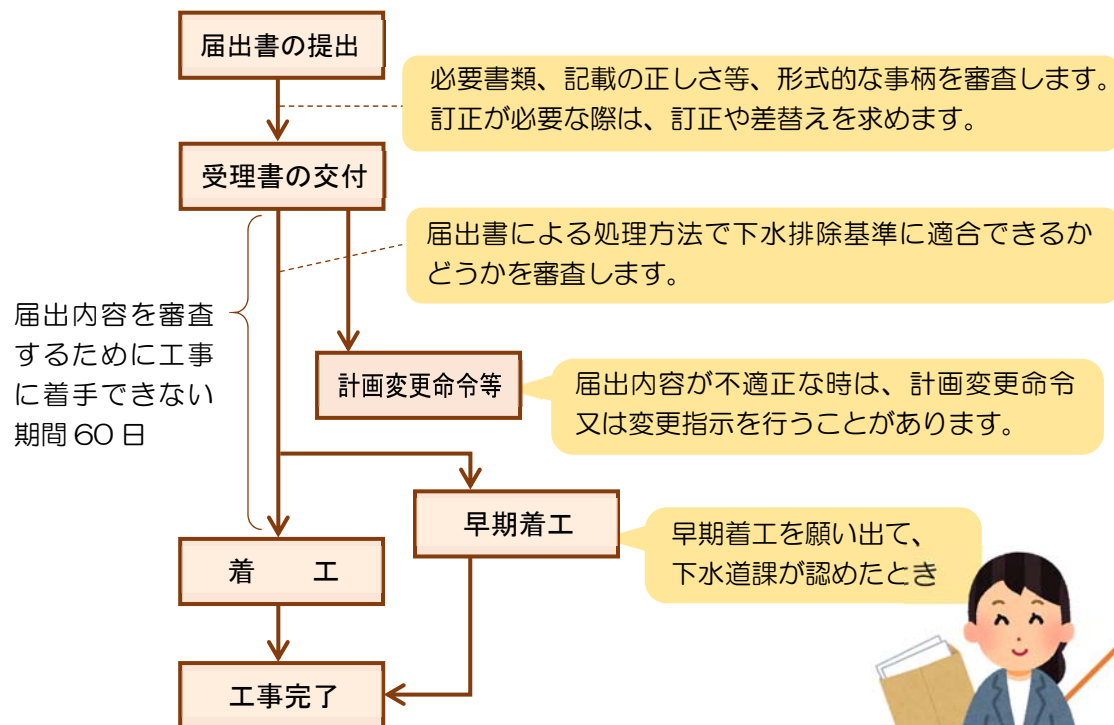
特定施設が設置されている場合には、その届出を行うとともに、水質検査の実施が義務付けられています。また、施設の状態によっては、改善命令や設置の際の計画変更命令の制度があります。さらに、下水排除基準を超える下水を流した時には罰則が規定されており、直罰制度が適用されることがあります。（下水道法第46条）

該当する事業場は必要な届出をしてください

5. 届出について

特定施設のある事業場等が公共下水道を利用する際には、いくつかの届出が義務付けられています（16、17 ページ参照）。特に、設置の際にはその60日前での提出が必要であるほか、事業者の変更があったらその都度届出していただくものがあります。

＜＜特定施設設置及び変更の際の届出の流れ＞＞



水質管理責任者を選任してください

6. 水質管理責任者の業務

事業場の排水を受ける下水処理場の放流先である河川や、下水道施設の保護のためには、事業場における排水の自主管理が必要です。その適切な自主管理のために、長岡市では水質管理責任者の選任と届出（16 ページ参照）を義務付けています（長岡市下水道条例第9条）。水質管理責任者としての業務は以下のようなものがあります。

- (1) 汚水の発生施設、汚水の処理施設又は除害施設の管理
- (2) 排除する下水の水質測定と、結果の記録、保存
- (3) 事故時や緊急時の必要な措置の実施
- (4) 下水道課による指導等の窓口



7. 水質測定の義務

特定施設又は除害施設等を設置している場合は、公共下水道へ流す下水の水質を測定し、その結果を記録して5年間保存するよう義務付けられています（下水道法第12条の12、下水道法施行規則第15条）。特に、除害施設等を設置している場合には、汚水の処理状況を知るためにも、水質測定は必要です。

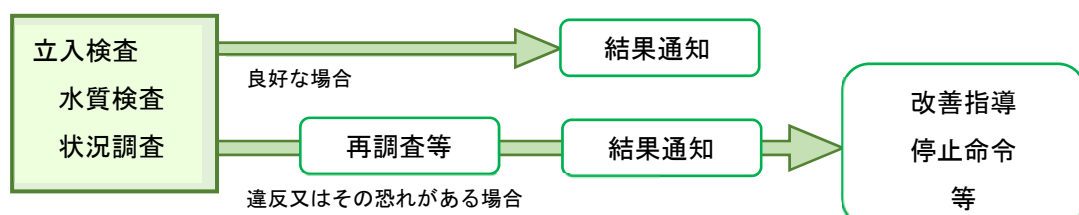
別表（8 ページ参照）に示すように必要最小限の測定頻度が規定されています。状況により測定回数を増やして、排除基準を超えないよう適切な管理を行ってください。

8. 立入検査、改善命令等

公共下水道の施設を適切に管理していくために、特定事業場を中心に立入検査を実施しています（下水道法第13条）。

特定施設や除害施設等の運転管理及びその他の状況を調査するため、排水の水質検査をはじめ、施設の確認や水質管理責任者等への聴き取り調査を行います。

排水基準に違反している場合や、違反する恐れがあると判断される場合には、除害施設等の改善指導や命令、下水排除の停止命令などを行うことがあります。



水質事故が発生したら連絡をしてください

9. 水質事故とは

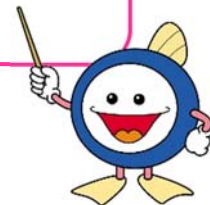
水質事故とは、有害物質や油等を含む下水が公共下水道等に流出するような事故をさします。このような事故が発生した場合には、特定事業場・非特定事業場を問わず、下水道への流出を防止する応急措置を講じて、速やかに下水道課長岡中央浄化センターまで連絡し、その指示に従ってください（下水道法第19条の9第1項）。

連絡先

長岡市土木部下水道課 長岡中央浄化センター 水質係

電話番号：0258-24-1646

F A X：0258-24-9325



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

＜＜連絡いただく内容＞＞

- (1) 発信者の氏名
- (2) 水質事故の概要：事故発生（発見）日時
事故発生事業所名、所在地
事故発生施設（有害物質が流出した場所）
下水道に流出した物質とその推定量
- (3) 警察、消防、市役所環境部署等への通報状況
- (4) 応急措置の内容
- (5) 現在の下水道への流出状況

事故の状況等によっては、事故に関する届出（17 ページ参照）をしていただくことがあります。

10. 報告の義務

特定施設の設置者や除害施設を設置している事業者は、下水道課が求めたときは以下の事項について報告をしてください。（下水道法第39条の2）

- (1) 下水を排除する事業場等の状況
- (2) 除害施設等の状況
- (3) 排除する下水の水質



<<長岡市 下水道排除基準>>

項目	対象	特定施設のある事業場		特定施設のない事業場		
		50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	
処理 困難 物質	1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下	
	2	シアニ化合物	1mg/L 以下		1mg/L 以下	
	3	有機リン化合物	1mg/L 以下		1mg/L 以下	
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	
	5	六価クロム化合物	0.2mg/L 以下		0.2mg/L 以下	
	6	ひ素及びその化合物	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	
	7	水銀及びアルキル水銀	0.005mg/L 以下		0.005mg/L 以下	
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと	
	9	ポリ塩ビフェニル (PCB)	0.003mg/L 以下		0.003mg/L 以下	
	10	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	
	12	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下		0.2mg/L 以下	
	13	四塩化炭素	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下	
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下		0.04mg/L 以下	
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下		1mg/L 以下	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下		0.4mg/L 以下	
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下		3mg/L 以下	
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下		0.06mg/L 以下	
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下	
	20	チウラム	0.06mg/L 以下		0.06mg/L 以下	
	21	シマジン	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下	
	22	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下		0.2mg/L 以下	
	23	ベンゼン	0.1mg/L 以下		0.2mg/L 以下	
	24	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下	
	25	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下		10mg/L 以下	
	26	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下		8mg/L 以下	
	27	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下		0.5mg/L 以下	
環境	28	フェノール類	5mg/L 以下	1mg/L 以下 和島地域 5 以下	5mg/L 以下	1mg/L 以下 和島地域 5 以
	29	銅及びその化合物	3mg/L 以下	2mg/L 以下 和島地域 3 以下	3mg/L 以下	2mg/L 以下 和島地域 3 以
	30	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下	2mg/L 以下	2mg/L 以下	
	31	鉄 (溶解性)	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下	
	32	マンガン (溶解性)	10mg/L 以下	10mg/L 以下	10mg/L 以下	
	33	クロム及びその化合物	2mg/L 以下	2mg/L 以下*	2mg/L 以下	
処理 可能 項目	34	アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	—	380 mg/L 未満	—	380 mg/L 未満
	35	水素イオン濃度 (pH)	5 を超えること	5 を超え9 未満	5 を超えること	5 を超え9 未満
	36	生物化学的酸素要求量 (BOD)	—	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満
	37	浮遊物質 (SS)	—	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満
	38	ホルマリン	5mg/L 以下	5mg/L 以下	5mg/L 以下	5mg/L 以下
		サン抽出物質	—	30mg/L 以下	—	30mg/L 以下
	39	温度	—	45℃ 未満	—	45℃ 未満
	40	よう素消費量	—	220mg/L 未満	—	220mg/L 未満
41	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下		10pg-TEQ/L 以下		

は直罰基準、その他は除害施設設置基準を示しています。

※クロム及びその化合物については、排水量 10p⁶ 以上で直罰基準が適用されます。#

※業種によっては、このほかに暫定排除基準が適用されることがあります。

<<水質測定の頻度>>

項目		排水量	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上# 1,000m ³ /日未満	1,000m ³ /日以上
処理 可能 項目	有害 物質	1	カドミウム及びその化合物	14日に1回以上	
		2	シアン化合物		
		3	有機リン化合物		
		4	鉛及びその化合物		
		5	六価クロム化合物		
		6	ヒ素及びその化合物		
		7	水銀及びアルキル水銀		
		8	アルキル水銀化合物		
		9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		
		10	トリクロロエチレン		
		11	テトラクロロエチレン		
		12	ジクロロメタン		
		13	四塩化炭素		
		14	1,2-ジクロロエタン		
		15	1,1-ジクロロエチレン		
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン		
		17	1,1,1-トリクロロエタン		
		18	1,1,2-トリクロロエタン		
		19	1,3-ジクロロプロパン		
		20	チウラム		
		21	シマジン		
		22	チオベンカルブ		
		23	ベンゼン		
		24	セレン及びその化合物		
		25	ほう素及びその化合物		
		26	ふっ素及びその化合物		
		27	1,4-ジオキサン		
環境	28	フェノール類	1月に1回以上	14日に1回以上	
	29	銅及びその化合物			
	30	亜鉛及びその化合物			
	31	鉄 (溶解性)			
	32	マンガン (溶解性)			
	33	クロム及びその化合物			
項目	34	アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	3月に1回以上	2月に1回以上	14日に1回以上
	35	水素イオン濃度 (pH)	1日に1回以上		
	36	生物化学的酸素要求量 (BOD)	3月に1回以上	2月に1回以上	14日に1回以上
	37	浮遊物質 (SS)			
	38	ノルマルヘキサン抽出物質 鉱油類・動植物油脂類	1月に1回以上	14日に1回以上	
	39	温度	1日に1回以上		
	40	よう素消費量	1月に1回以上	14日に1回以上	
41	ダイオキシン類	1年に1回以上			

＜下水道法の特定施設一覧＞

1 水質汚濁防止法による特定施設

番 号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)抗水中和沈でん施設 (ニ)掘さく用の泥水分離施設
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く) (ロ)牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く) (ハ)馬房施設 (馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ)湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ)分離施設 (ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒーの製造業の用に供する抽出施設
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18-3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設

番号	名称
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び精練そう (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白そう (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式バーカー (ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式バーカー (ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式バーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む。) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)塩水精製施設 (ロ)電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ)群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
27	25・26以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設 (ト)よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離機 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵鉱業(5・10・13以外)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設

番号	名 称
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
37	石油化学工業(31・32・33・34・35・36・51以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離、その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)分離施設 (ハ)ろ過施設 (ニ)アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 (ホ)アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ)アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ)エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ)2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ)シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル)トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ロ)ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ)プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (コ)メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ)廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料精製施設 (ロ)塩析施設
38-2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。)

番号	名称
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)脱酸施設 (ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)原料処理施設 (ロ)脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルラール蒸留施設
46	有機化学工業製品製造業（28から45以外）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)動物原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)分離施設 (ニ)混合施設（有害物質を含有する物を混合するものに限る。） (ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	試薬の製造業の用に供する試薬製造施設（有害物質を含有する試薬）
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)脱塩施設 (ロ)原油常圧蒸留施設 (ハ)脱硫施設 (ニ)揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ)潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)石灰づけ施設 (ハ)タンニンづけ施設 (ニ)クロム浴施設 (ホ)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)研磨洗浄施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)抄造施設 (ロ)成型機 (ハ)水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ窯原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設

番号	名称
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元槽 (ロ) 電解施設 (熔融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64-2	水道施設 (水道法第3条第8項に規定するもの)、工業用水道施設 (工業用水道事業法第2条第6項に規定するもの) 又は自家用工業用水道 (同法第21条第1項に規定するもの) の施設のうち、浄水能力が1万p ⁶ /日以上 ⁶ の事業場の浄水施設であって、次に掲げるもの (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66-2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)
66-3	旅館業 (旅館業法第2条第1項に規定するもののうち、下宿営業を除く。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗たく施設 (ハ) 入浴施設
66-4	共同調理場 (学校給食法第6条に規定する施設で、業務の用に供する部分の総床面積 (以下単に「総床面積」という) 500㎡以上) に設置されるちゅう房施設
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業 (総床面積360㎡以上) の用に供するちゅう房施設
66-6	飲食店 (66-7及び66-8以外で、総床面積420㎡以上) に設置されるちゅう房施設
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 (66-8以外で、総床面積630㎡以上) に設置されるちゅう房施設
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるもの (総床面積1,500㎡以上) に設置されるちゅう房施設
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	病院 (医療法第1条の5第1項に規定するもの) で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、以下に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2	卸売市場 (卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。) (主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産

番号	名 称
	加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するもの)
70-2	自動車特定整備事業(道路運送車両法第77条に規定するもので、屋内作業場の総面積が800㎡以上の事業場)の用に供する洗車施設(71に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置される施設であって、次に掲げるもの (イ)洗浄施設 (ロ)焼入れ施設
71-3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの)である焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するもの)のうち、次に掲げるもの (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの (ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設(廃PCB等の処理施設)
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(72及び73を除く。)



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

2 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

番号	名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カブロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)硫酸濃縮施設 (ロ)シクロヘキサン分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はシクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)水洗施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)乾燥施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
10	2,3-シクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)廃ガス洗浄施設
11	8,18-シクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。(ハ)において単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 (ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設 (ニ)熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)精製施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焼結炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)ろ過施設 (ロ)精製施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
15	廃棄物焼却炉（火床面積*が0.5㎡以上又は焼却能力*が50kg/時以上のもの）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの (イ)廃ガス洗浄施設 (ロ)湿式集じん施設 * 廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2*及び第13号**に掲げる施設 * 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 **ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの (イ)プラズマ反応施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（1から17までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（18に掲げるものを除く。）

《各種届出一覧》

1 事業を始める、施設を増やすとき

		届出の種類	期 限	備 考
特定施設	特定施設を新たに設置したい 特定施設を増設したい	(法 様式第六) 特定施設設置届出書	工事着手の 60日前	
除害施設	除害施設を新たに設置したい	(条例 第8号様式) 除害施設設置 (新設・変更)届出書	工事着手の 30日前	特定施設を届出る 場合は不要
	除害施設に関する工事が完了 した	(条例 第8号様式の3) 除害施設設置等 工事完了届出書	工事完了から 5日以内	
特定除害	水質管理責任者を選任した	(条例 第7号様式) 水質管理責任者 選任(変更)届出書	設置から 14日以内 に選任 選任から 7日以内 に届出	特定施設又は除害 施設を設置する全 ての事業場で必須

※施設の設置には、届出いただいた内容について事前の審査を行います。
その審査結果によっては、計画の改善・変更又は廃止を命ずることがあります。

2 施設の内容を変更したい、届出者の組織が変わった

		届出の種類	期 限	備 考
特定施設	特定施設の使い方を変えたい 届出中の汚水処理方法、水量、 排水系統等を変更したいとき	(法 様式第八) 特定施設の 構造等変更届出書	工事着手の 60日前	
	届出者の組織が変わった 代表者の氏名、事業場の名称、 所在地に変更があったとき	(法 様式第十) 氏名変更等届出書	事実発生から 30日以内	
	特定施設を譲り受けた、借り 受けた	(法 様式第十二) 承継届出書		
除害施設	除害施設の内容を変更したい	(条例 第8号様式) 除害施設設置 (新設・変更)届出書	工事着手の 30日前	特定施設を届出る 場合は不要
	届出者の組織が変わった 代表者の氏名、事業場の名称、 所在地に変更があったとき	(条例 第9号様式) 除害施設氏名変更等 届出書	事実発生から 30日以内	
	除害施設を譲り受けた、借り 受けた	(条例 第11号様式) 除害施設承継届出書		
特定除害	水質管理責任者を変更した	(条例 第7号様式) 水質管理責任者 選任(変更)届出書	選任から 7日以内	特定施設又は除害 施設を設置する全 ての事業場で必須

※施設の使い方の変更には、届出いただいた内容について事前の審査を行います。
その審査結果によっては、計画の改善・変更又は廃止を命ずることがあります。

3 既設の施設を下水道の特定施設又は除害施設として改めて使用する

		届出の種類	期 限	備 考
特定施設	既に使用している通常の施設が、法改正等で新たに特定施設に指定された	(法 様式第七) 特定施設使用届出書	事実発生から 30日以内	
	既に特定施設を設置している事業場が、新たに下水道を利用する			
除害施設	既に除害施設を設置している事業場が、新たに下水道を利用する	(条例 第8号様式の2) 除害施設使用届出書		特定施設を届出る場合は不要

4 施設を廃止する、事業を廃止する

		届出の種類	期 限	備 考
特定施設	特定施設を廃止した	(法 様式第十一) 特定施設使用廃止届出書	事実発生から 30日以内	
除害施設	除害施設を一時休止又は廃止した	(条例 第10号様式) 除害施設使用中止(廃止)届出書		特定施設を届出る場合は不要

5 水質事故を起こしてしまった

事故が発生又は判明した際は、まずは速やかにご連絡ください（6ページ参照）。事故の内容や状況をお聞きした上で、提出書類について指示いたします。

		届出の種類	期 限	備 考
特定施設	事故を起こしてしまった	(様式例3) 事故届出書	速やかに	下水道課が指示します。
	再発防止措置計画を立てた	(様式例5(1)) 事故再発防止措置計画届出書		
	再発防止措置が完了した	(様式例5(2)) 事故再発防止措置完了届出書		

届出書の様式及び記入例は長岡市のホームページで公開しています。

申請書様式ダウンロード>上下水道

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/download/cate04/index.html>

このほか、市のホームページではこのパンフレットもダウンロードできます。
ご不明な点等は発行部署（長岡中央浄化センター）までお問合せください。



長岡市土木部下水道課 長岡中央浄化センター

〒940-0015 長岡市寿3丁目4番3号

T E L : 0258-24-1646

F A X : 0258-24-9325

E-mail : gesui-jc@city.nagaoka.lg.jp